

令和7年度 第2回
天草市国民健康保険事業の
運営に関する協議会 議事録

天草市国民健康保険

日 時 令和7年12月17日(水) 午後2時

場 所 天草市役所2階 庁議室

令和7年度 第2回天草市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 日 時 令和7年12月17日(水) 午後2時

2. 場 所 天草市役所 2階 庁議室

3. 出席者(17人中12人) ※〔 〕内は欠席者

(1) 協議会委員

○被保険者を代表する委員(5人中4人)

福本美佐子 長塚 信弘 山下 ちか 谷口 辰哉 〔松本 和美〕

○保険医又は保険薬剤師を代表する委員(5人中4人)

木山 茂 松本裕三郎 神 浩介 木場 貴俊 〔今里 裕〕

○公益を代表する委員(5人中2人)

中尾 五則 永田 文敏 〔吉田裕美子 福田 久典 新木 銘子〕

○被用者保険等保険者を代表する委員(2人中2人)

大本 孝司 杉本 昌展

(2) 事務局

市民生活部長

国保年金課 : 課長 国保給付係長 国保税係長 国保給付係参事

納 税 課 : 課長

健康増進課 : 課長 健康増進係長 健康増進係参事

4. 議題

(1) 天草市国民健康保険事業計画(令和8~11年度)(案)について

(2) 令和8年度天草市国民健康保険の主要事業(案)について

(3) 天草市国民健康保険税の税率改正等について 【諮問】

1 委嘱状交付

2 開会

3 諮問書の送付

4 市長あいさつ

5 会長あいさつ

6 議事

(1) 天草市国民健康保険事業計画(令和8～11年度)(案)について

事務局より説明

委員：20ページの保健事業の推進の5項目のうち、5番、脳血管疾患・虚血性心疾患重症化予防の目標の数字ですけれども、Ⅱ度高血圧症の割合が令和6年度に3.4%だということですが、目標はパーセンテージが増えるんですか。

事務局：この令和8年度以降の目標値は、もう一つの国民健康保険事業実施計画、データヘルス計画の中から持ってきた数字になっておりまして、この計画を令和5年度に策定した時点での実績値が4.9%だったところから、この8年度以降の目標が設定されております。実は、かなり早い段階でその目標を達成してしまいまして、整合性が取れなくなってきておりますが、データヘルス計画に関しては、来年度が中間評価の年ということで、目標値の見直し等も可能になってくるかと思っておりますので、ここは来年度以降、また調整をさせていただければと思います。

委員：はい、わかりました。それから、外国人被保険者への対応って書いてありますけど、今、実際、天草市で外国人被保険者の方ってどれくらいいらっしゃって、そういった方たちの保険料の納付状況というのはどのような感じでしょうか。

事務局：外国人の被保険者数ですが、国保に加入されている方が約60名程度になります。先ほどの納付状況に関しては、納税課のご尽力もありまして、100%近い収納率が確保されております。

委員：全国的には外国人の被保険者の方の納付率が低いということで、今問題に

なっていますけど、天草市はいいわけですね。どうもありがとうございます。

委員：18 ページのところですね。下のところの、居場所の不明な被保険者の確認というところですけど、結局、今、マイナンバーを持っていない方には資格確認書が送られますし、75 歳以上の方には、マイナンバーがあってもなくても資格確認書は送られると思います。今、一人暮らしとか、認知症とか増えて、結局、自宅にいらっしゃらなくて、施設入所、入院とか増えてきていると思うんですよ。そうすると、送られた場合は、対面で受け取りますよね。でも、いないわけですから、結局、本庁に戻ってくるかと思うんですけど。戻ってきてですね、その後、一応、各課と連携し、適正に資格管理を行いますと書いてありますけど、また、結局、近くの民生委員さんに聞くなりして、もう一度どこにいるかを確認して、その施設に送り届けるということをしているんですか。うちは、最近、2 例あったんですよ。うちに入院している患者さんが、結局、マイナンバーを持っていないので、資格確認書もないんですよ。で、こういう患者さんとか、例えば、歯医者さんに訪問診療に来ていただいて診察するときに、保健証がないということに気づいてですね、結局、支所なりに聞いて、そしたら、本庁の方にその人の資格確認書があるということで、2 例ほど、うちの方に送っていただいたんですけども。多分、今からそういう例が増えてくると思うんですよ。そういう場合に、戻ってきた場合に、市の方としてはどういうふうに対応して、また、今いる居場所なりを見つけて、そこに出されているのか、ちょっとそこのところをお聞きしたくて、質問なんですけど。

事務局：納税通知書や資格確認書など、確かに言われるように、返送というのがあります。私たちも、この資格確認書については、今後の受診とかもありますので、お手元に届けたいというのがあります。その関係課というのは、例えば、市民課、納税課や水道課だったり、支所の方にご存知ないかとか、もちろん、電話番号とかがわかれば電話をしてみたりとか、いろいろな方法をもってどうにか送る算段はしていて、返送物は少しずつ減ってきているところですよ。何とか送達するような形で、いろいろな方法がないかなということ、検討して送るような手筈はしております。以上になります。

会長：その他に、ありませんでしょうか。

委員：21 ページの適正受診、適正服薬促進で、ちょっとお伺いしたいんですが、服薬情報を通知して、医療機関や薬局と連携して保健指導を行いますという

ふうに書いてあるんですが、私ども協会健保でもですね、多剤・重複投薬に対して、ちょっと苦慮しているところがあって、加入者には通知をして、適正な受診をお願いしているところなんですけれども、医療機関や薬局との連携という部分で、なかなかちょっと、うまく連携が取れていなくてですね、例えば、加入者がどこどこにかかっているんですけれども、医療機関に対してその人の情報を同意なしにお渡しすることができないので、ちょっとその辺りが、ここに書いている連携、保健指導というのは、具体的にどういったことをされているのかということと、それから、この0.5種類という意味で、ちょっとその辺りの説明をしていただけたらと思います。

事務局：この服薬情報通知事業につきまして、この連携という部分ですが、多剤・重複服薬が疑われる方へ、市の方から服薬情報の方をお送りしまして、医療機関や薬局にご相談してくださいと促すような形になります。医師会や薬剤師会の方には、事前にお伝えしておまして、ご相談に来られた場合は、ご対応くださいというようなことで、事前をお願いをしているところになります。また、この目標の0.5種類というところですが、服薬情報通知を4月診療の情報をもとに、これを8月下旬から9月上旬に、多剤・重複服薬の疑いがある方に通知するんですけれども、その後、12月に再度、その薬が実際に減っているかというのを確認します。その時に、もちろん減っていらっしゃる方、減っていらっしゃらない方いらっしゃるんですが、そこを皆さん平均したところで、0.5種類以上、減ることを目標に設定をしております。令和元年度からの取り組みになりますが、以前は0.5種類以上、減っている年もありましたが、取り組みが進むとともに、皆さんがきちんとされるようなこともあり、事業効果としては、なかなか出にくくなっているような感じがありますが、それでも、なんとか0.5種類ぐらいは、減らすことができるようにと、目標を設定しているところになります。以上でございます。

会長：その他に、ありませんでしょうか。

委員：14ページです。令和9年度以降に税率の改定ということになっているようですが、税率の基準なり、指標なりがあれば、教えていただきたいと思えます。例えば、4ページですが、基金の繰入れが、令和6年度が1億280万円ですね。そうすると、単年度の収支で、1億7800万円の赤字というか、マイナスになっています。こういった数字が、指標というか、基準になるのか。基金だけだったら、1人5万円ぐらいいかな、国保の加入が18,118人ですけど、そういったものが、基準になるのか、もしわかれば教えていただきたいと思

います。

事務局：先程の税率改正の関係なんですけども、今、熊本県が示しているのは、令和9年度から県が示す標準保険料率にあわせてください。12年度からは県内統一した保険料に、というのが示されているところです。その率というのが、各市町村が県に納付する事業費納付金というのがあるんですけども、先ほどの4ページでいうと、歳出の上から2段目ですね。令和6年度で言いますと、26億円弱。これは、天草市が県に26億円を納付すれば、県が国から補助金等を受けて、また、天草市に医療費等の支給があるような流れになっていますが、基本的には、この26億円を納付するには、逆算をして、どれぐらいの標準保険料率が必要かというのを、県が示される数値になっています。基本的に、それを参考に保険料を決めるという形になってくるかと思います。以上でございます。

会長：この数字については、確定すれば、県から示されてくるかなと思いますので、その時にまた審議というか、見ていただければというふうに思います。その他に、皆様からございませんでしょうか。

何もないようでしたら、この事業計画については、原案のとおりご承認していただけますでしょうか。

委員：はい。

(2) 令和8年度天草市国民健康保険の主要事業(案)について

事務局より説明

会長：皆様から何かご質問等はありませんでしょうか。

特に、この主要事業については、ご意見、ご質問はないということで、原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

委員：はい。

(3) 天草市国民健康保険税の税率改正等について【諮問】

事務局より説明

会長：皆様方から、何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。

特にないようですが、県の方針に合わせるというようなところですので、まず、県の方針の方ですね、賦課方式については、所得割及び均等割の2方式とするということと、税率につきましては、熊本県が示す市町村標準保険料率に、それと、課税限度額については、例年3月に政令で定められるとい

うことでもございましたので、この政令に定める額を限度額とするということ
でした。この内容でよろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：この税率改正等については、皆様のご意見を伺って、原案のとおり承認し
たということで、市長にその旨を答申したいと思います。

7 その他（報告事項）

8 閉会

事務局：これもちまして、令和7年度、第2回天草市 国民健康保険事業の運営
に関する協議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

————— (午後3時18分終了) —————